




生徒のみなさんへ

「つらいな…」「悲しいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が侵害され ていることがあります。

相談する

どんなことでも、

まずは相談してみましょう。

電話で・メールで・会って…

少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。 自分のことでなくても大丈夫です。秘密は必ず守ります。

例えば、こんなことで悩んでいたら.

学校で・・・

● 仲間はずれやいじめ

- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない



部活や習い事で…

● 怒られること

家庭で・・

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと





● 先輩や先生、コーチのこと



あなたの気持や意見をじっくり 聴いて、一番よい方法を一緒 に考えます。



調べる・協力依頼

解決に向けて必要な場合は、関係 する人や機関に話を聞き、協力を お願いをします。あなたの考えや 気持ちを代わりに伝えるこ ともできます。



もう大丈夫!安心できたよ

困ったことが出てきたら、また相談 してください。

相談が終わっても、必要があれば 見守り支援をします。





要請•意見表明

関係する機関などに改善 要請や意見表明をすること ができます。

松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年4月に『松本市子どもの権利に関する条例』をつくりまし た。子どもの権利相談室『こころの鈴』は、条例第15条により平成25年7月から開設しています。

子どもの ための 相談室

子どもの権利相談室 『こころの鈴』



● 受付時間 月~木·土曜日 午後1時~6時/金曜日 午後1時~8時

☎0120-200-195 (フリーダイヤル) ● 電話で相談

●メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp

松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。 会って相談 希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。



松本市役所こども育成課より「松本市子どもの権利に関する条例」について以下の内容を3回に分けて校内放送 しました。「子どもの権利」について考えてみましょう。

第1回目 | 今日は、「松本市子どもの権利に関する条例」の「子どもにやさしいまち」と「子どもの権利の日」について お話しします。

松本市では、皆さんが一人の人間として、自分らしくのびのびと成長できるため、「子どもにやさしいまち」を目指 して、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。

条例に基づき、松本市全体で「子どもにやさしいまちづくり」を進めるため、平成27年4月に「松本市子どもにや さしいまちづくり推進計画」をたてて取り組んでいます。

「すべての子どもにやさしいまちづくり」とは、どのようなものでしょうか。

松本市では次のような6つの「まちづくり」を目指しています。

- どの子もいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子も愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子もいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

これらを実現するために、市の事業や地域の取り組みについて、子どもの意見表明や参加を支援し、子どもにやさし いまちづくりを進めています。

そして、松本市では、11月20日は子どもの権利の日として、みなさんや市民のみなさんが「子どもの権利」につ いて関心を高める事業を実施しています。

第2回目) 今日は、「子どもの権利」についてお話をします。

松本市では、皆さんが一人の人間として、自分らしくのびのびと成長する「子どもの権利」を保障するた め、「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最 も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障するこ とを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校など、どんな困難な状況にあっても、尊 い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健 やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にか かわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとお となのより良い人間関係をつくることができるようになります。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たち がいます。わたしたちは、この松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざします。

第3回目) 今日は、「子どもの権利保障」、「相談・救済」についてお話しします。

「松本市子どもの権利に関する条例」で、大切にしている皆さんの権利は、次の4つです。

1 主体的に成長する権利 自分が大切で尊い存在であると感じ、健やかに成長すること

2 安心して生きる権利 差別、虐待、いじめを受けないこと

一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められること 3 自分らしく生きる権利

遊びや学びをとおして仲間づくりをし、社会に参加すること 4 社会に参加する権利

その他、条例では「子どもの権利」を保障するために、大人の役割を定めています。

でも、もし、皆さんの中に、差別や虐待、いじめなどで、「子どもの権利が守られていない」と感じる人がいたら、一 人で悩まず、周りの信頼できる大人や、友だちに相談をしてみましょう。

そして困った時には、子どもの権利相談室「こころの鈴」に相談してみましょう。「こころの鈴」は子どもの権利侵害 を救済する、子どものための相談室です。

「こころの鈴」では、専門の相談員や子どもの権利擁護委員が、みなさんの気持ちを最大限尊重して、話を聴きます。 説得をしたり、怒ったりはしません。秘密は必ず守ります。名前や学校名は言わなくて大丈夫です。一緒に問題解決を考 えていきます。

相談方法は、学校から配布予定の「こころの鈴 通信」をご覧ください。

また、「子どもの権利」については、12月に発刊予定の「子どもの権利 学習パンフレット」をご覧ください。